

令和7年度 事業計画

県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的とし、次の事業を行う。

1 下水道に係る水質管理

- (1) 流入水や放流水について、常に多項目にわたる厳格な分析を行い、県及び市町と一体となって県民の快適で豊かな生活環境の向上と川、海などの自然環境の保全に寄与する。

水質管理に係る分析の主なものは次のとおり。

ア 流入水を監視するための分析

イ 最適な運転方針を決定するための分析

ウ 放流水質が法律等に適合していることを確認するための分析

エ 水処理の過程で発生した汚泥が適正に処理され、法律に適合していることを確認するための分析

- (2) 異常な成分を含んだ水の流入を防ぐため、利用者に対する啓発を行う。

常に異常流入水の監視を行い、異常水質が確認された場合は速やかに対策を講じるとともに、関係市町を通じて利用者の注意を喚起する。

2 下水道技術者の育成

下水道技術者の資質及び技術の向上を図るため、次の事業を行う。

- (1) 県及び市町や民間企業・団体等を対象とした、汚水処理の方法や運転技術に関する施設見学会及び研修会の実施
- (2) 県及び市町の下水道技術者の資質や技術の向上を図るための現地研修会の実施
- (3) 国、県及び市町等からの要請に基づく、海外留学生や技術研修生を対象とした、施設見学会や研修会の実施
- (4) 下水処理施設維持管理受託者を対象とした研修会の実施

3 下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究

運転維持管理に伴う技術水準の向上及び効率化を図るため、次の調査研究を行う。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進、温室効果ガスの削減
薬剤や電力使用量の低減による効率的な運転方法の調査・研究
- (2) 運転管理に伴う技術水準の向上、効率化

- 下水道施設の適切な運転管理を目指した各種調査・研究
- (3) 地元研究機関等との共同研究

4 下水道知識の普及及び啓発

下水道事業に対する理解と関心を深めてもらうため、次の事業を行う

- (1) 県内の幼稚園児、小学生、中学生、高校生及び大学生を対象とした施設見学や職場体験学習の実施
- (2) 関係市町と連携した出前下水道講座や小学校訪問授業の実施
- (3) ホームページや公社施設内情報公開コーナーを用いた情報公開、パンフレット、リーフレット等の作成配付
- (4) 9月の「下水道の日」を中心に各下水処理場を開放し、県民を対象とした「下水道ふれあいイベント」の開催

5 流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

下水道に関する技術やノウハウを有機的、総合的に活用し、広島県から受託する太田川流域下水道瀬野川処理区、芦田川流域下水道芦田川処理区及び沼田川流域下水道沼田川処理区の施設の、運転及び維持管理業務を適切に行う。

- (1) 各施設の処理能力及び計画処理量

施設 \ 水量等	処 理 能 力 (日最大) m ³	計	画
		流 入 水 量 (1日当たり) m ³	汚泥処理量 (発生ケーキ量) (年) t
太田川東部浄化センター	148,380 (148,380)	92,700 (91,200)	16,100 (15,900)
芦田川浄化センター	190,400 (190,400)	103,700 (119,100)	22,700 (26,000)
沼田川浄化センター	34,800 (34,800)	14,700 (14,700)	5,000 (5,000)

() 内は、令和6年度当初計画である。

- (2) 適正な資産管理及び処理技術の向上

施設機能の保全及び運転技術の高度化を図るため、次の事業を行う。

- ア 施設・設備の適正な維持管理及び計画的な補修
- イ 公社及び委託先双方による運転管理状況等の検討、情報交換の充実
- ウ 危機管理態勢の確立を図るための危機発生事案に係る検証と情報の共

有化、対策マニュアルの整備及び危機管理訓練の実施等
エ 運転技術の向上のための研修会や委託先との意見交換会の実施

6 処理水の有効利用

- (1) 資源の有効利用と渇水対策に資するため、処理水が無償で提供する。
- (2) ホームページに利用状況、提供場所、水質データ等を掲載し、広く活用を図っていく。